

# 建設工事下請契約約款

## (総則)

- 第1条 元請負人と下請負人は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、この約款に基づき、各々誠実にこの契約を履行する。
- 2 元請負人は、下請負人に対し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

## (権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾（電子メール等含む。）を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。
- 2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾（電子メール等含む。）を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## (工事関係者に関する措置請求)

- 第4条 元請負人は、下請負人、その他下請負人が工事を施工するために使用している請負人、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 下請負人は、元請負人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

## (工事材料の品質及び検査)

- 第5条 工事材料につき、仕様書、設計図、その他の両当事者間の合意に関する書面（以下「仕様書等」という。）にその品質が明示されていないもの又は別途元請負人と下請負人との間で合意が存在しないものは、中等の品質を有するものとする。

## (支給材料及び貸与品)

- 第6条 元請負人からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は元請負人と下請負人の協議の上決める。
- 2 下請負人は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 下請負人は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。
- 4 下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないもの（第三項の検査により発見することが困難であったものに限る。）であり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なく元請負人にその旨を通知する。この場合においては、第2項の規定を準用する。

## (仕様書等不適合の場合の改造義務)

- 第7条 下請負人は、工事の施工が仕様書等に適合しない場合において、元請負人がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が元請負人の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

## (条件変更等)

- 第8条 下請負人は、工事の施工に当たり、通常の事前調査では予測不可能な状況により打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合、仕様書等と現場の状況の不一致な場合等仕様書等どおりの工事の実施が困難になる事実を発見したときは、直ちにその旨を元請負人に通知し、その確認を求める。
- 2 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書等を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

## (著しく短い工期の禁止)

- 第9条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

## (工事の変更及び中止等)

- 第10条 元請負人は、必要があると認めるときは、下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。ただし、工事内容の変更は元請負人と下請負人とが協議して定めるものとする。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

## (下請負人の請求による工期の延長)

- 第11条 下請負人は、不可抗力その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。
- 2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

## (履行遅滞の場合の工期の延長)

- 第12条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は工期を延長することができる。

## (資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第13条 工期内に資金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。
- 2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請負工事の部分について、資金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

## (臨機の措置)

- 第14条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。
- 2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

# 建設工事下請契約約款

## (総則)

- 第1条 元請負人と下請負人は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、この約款に基づき、各々誠実にこの契約を履行する。
- 2 元請負人は、下請負人に対し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

## (権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾（電子メール等含む。）を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。
- 2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾（電子メール等含む。）を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## (工事関係者に関する措置請求)

- 第4条 元請負人は、下請負人、その他下請負人が工事を施工するために使用している請負人、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 下請負人は、元請負人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

## (工事材料の品質及び検査)

- 第5条 工事材料につき、仕様書、設計図、その他の両当事者間の合意に関する書面（以下「仕様書等」という。）にその品質が明示されていないもの又は別途元請負人と下請負人との間で合意が存在しないものは、中等の品質を有するものとする。

## (支給材料及び貸与品)

- 第6条 元請負人からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は元請負人と下請負人の協議の上決める。
- 2 下請負人は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 下請負人は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。
- 4 下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないもの（第三項の検査により発見することが困難であったものに限る。）であり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なく元請負人にその旨を通知する。この場合においては、第2項の規定を準用する。

## (仕様書等不適合の場合の改造義務)

- 第7条 下請負人は、工事の施工が仕様書等に適合しない場合において、元請負人がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が元請負人の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

## (条件変更等)

- 第8条 下請負人は、工事の施工に当たり、通常の事前調査では予測不可能な状況により打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合、仕様書等と現場の状況の不一致な場合等仕様書等どおりの工事の実施が困難になる事実を発見したときは、直ちにその旨を元請負人に通知し、その確認を求める。
- 2 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書等を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

## (著しく短い工期の禁止)

- 第9条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

## (工事の変更及び中止等)

- 第10条 元請負人は、必要があると認めるときは、下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。ただし、工事内容の変更は元請負人と下請負人とが協議して定めるものとする。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

## (下請負人の請求による工期の延長)

- 第11条 下請負人は、不可抗力その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。
- 2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

## (履行遅滞の場合の工期の延長)

- 第12条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は工期を延長することができる。

## (資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第13条 工期内に資金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。
- 2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請負工事の部分について、資金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

## (臨機の措置)

- 第14条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。
- 2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

# 建設工事下請契約約款

## (総則)

第1条 元請負人と下請負人は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、この約款に基づき、各々誠実にこの契約を履行する。

2 元請負人は、下請負人に対し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

## (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾（電子メール等含む。）を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾（電子メール等含む。）を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## (工事関係者に関する措置請求)

第4条 元請負人は、下請負人、その他下請負人が工事を施工するために使用している請負人、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 下請負人は、元請負人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

## (工事材料の品質及び検査)

第5条 工事材料につき、仕様書、設計図、その他の両当事者間の合意に関する書面（以下「仕様書等」という。）にその品質が明示されていないもの又は別途元請負人と下請負人との間で合意が存在しないものは、中等の品質を有するものとする。

## (支給材料及び貸与品)

第6条 元請負人からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は元請負人と下請負人の協議の上決める。

2 下請負人は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。

3 下請負人は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。

4 下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品が種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないもの（第三項の検査により発見することが困難であったものに限る。）であり、使用に適当でないとき認められるときは、遅滞なく元請負人にその旨を通知する。この場合においては、第2項の規定を準用する。

## (仕様書等不適合の場合の改造義務)

第7条 下請負人は、工事の施工が仕様書等に適合しない場合において、元請負人がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が元請負人の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

## (条件変更等)

第8条 下請負人は、工事の施工に当たり、通常の事前調査では予測不可能な状況により打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合、仕様書等と現場の状況の不一致な場合等仕様書等どおりの工事の実施が困難になる事実を発見したときは、直ちにその旨を元請負人に通知し、その確認を求める。

2 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書等を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

## (著しく短い工期の禁止)

第9条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

## (工事の変更及び中止等)

第10条 元請負人は、必要があると認めるときは、下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。ただし、工事内容の変更は元請負人と下請負人とが協議して定めるものとする。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

## (下請負人の請求による工期の延長)

第11条 下請負人は、不可抗力その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

## (履行遅滞の場合の工期の延長)

第12条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は工期を延長することができる。

## (資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第13条 工期内に資金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請負工事の部分について、資金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

## (臨機の措置)

第14条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。

2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

# 建設工事下請契約書

工事名

工事場所

工事期 年 月 日 より 年 月 日

工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

請負代金

金

円(税込)

内工事価格消費税額等を除く

金

円

取引に係る消費税額等

金

円

請負代金の支払時期及び方法

年 月 日

金

円(税込)

支払い方法はすべて現金とする。

上記の工事について、元請負人及び下請負人は、各々対等な立場における合意に基づき、本紙の条項によってこの請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。この契約の証として、本書2通を作り、元請負人及び下請負人が記名押印して、各自1通を保有する。

年 月 日

元請け人：

下請人：